

平成26年11月6日

産業労働局

総務局

「外国漁船の違法操業への取締り強化」に 関する国への要望について

このことについて、本日、舩添都知事は菅官房長官と面会し、要望書を提出しましたので、お知らせします。

要望書は、別紙のとおりです。

問い合わせ先

(漁業に関すること)

産業労働局農林水産部水産課 電話 03-5320-4846

(島しょの振興に関すること)

総務局行政部島しょ振興担当 電話 03-5388-2468

26産労農水第949号

平成26年11月 6日

内閣総理大臣

安倍 晋 三 様

東京都知事

舛 添 要 一

外国漁船の違法操業への取締り強化について（要望）

東京都の伊豆諸島、小笠原諸島は、日本の広大な排他的経済水域を支えており、漁業は、こうした島しょ地域の基幹産業となっております。

しかしながら、本年9月以降、小笠原諸島の周辺海域において、サンゴの密漁が目的とみられる大型の外国漁船が多数確認され、航行の制約や漁具の切断など、小笠原の漁業者の操業に著しく支障をきたす事態が生じています。

こうした事態を受け、先月、海上保安庁長官及び水産庁長官に対し、外国漁船の違法操業に対する取締りの強化を要望し、都としても可能な限りの対策を講じているところですが、現在でも多くの外国漁船が小笠原海域のみならず、伊豆諸島南部海域においても確認されるなど、事態は一層深刻さを増しており、住民の間にも不安が広がっています。

都民の安全で安心な生活を一刻も早く取り戻すとともに、貴重な水産資源を有する我が国の排他的経済水域の権益を守るため、伊豆諸島、小笠原諸島周辺海域における外国漁船に対する違法操業の取締り体制を一層強化するとともに、必要な法整備も含め、政府としてより実効性のある対策を講じていただきますよう、重ねて要望いたします。